

北陸信越運輸局管内における事業用自動車に係る重大事故発生状況

(令和5年)

1. 事業用自動車の重大事故発生状況 (全報告件数)

事業用自動車の重大事故の発生件数は、バス45件(対前年比90.0%)、ハイ・タク9件(対前年比75.0%)、トラック118件(対前年比88.7%)、全体で172件(対前年比88.2%)であり、前年度と比較して23件減少しています。

事業用自動車の重大事故による死者数は、全体で26人(対前年比118.2%)となり前年と比較して4人増加しています。

同様に負傷者数については、全体で106人(前年比114.0%)となり前年と比較して13人増加しています。

表1 業態別・使用の本拠の位置別の重大事故報告件数 (令和5年)

業態 使用の本拠の位置	バス			ハイ・タク			トラック			計		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
新潟	21	0	10	4	1	3	35	8	18	60	9	31
対前年比	+3	0	-6	0	0	+1	-13	+3	-8	-10	+3	-13
長野	18	0	5	3	0	3	36	9	30	57	9	38
対前年比	+2	-1	+2	-3	0	-4	+4	+7	+22	+3	+6	+20
富山	2	1	2	1	0	2	21	4	12	24	5	16
対前年比	-1	0	0	0	0	+1	-11	-2	-9	-12	-2	-8
石川	4	0	6	1	0	0	26	3	15	31	3	21
対前年比	-9	0	+6	0	0	-1	+5	-3	+9	-4	-3	+14
局計	45件	1人	23人	9件	1人	8人	118件	24人	75人	172件	26人	106人
対前年比	-5	-1	+2	-3	0	-3	-15	+5	+14	-23	+4	+13
	90.0%	200.0%	109.5%	75.0%	100.0%	72.7%	88.7%	126.3%	123.0%	88.2%	118.2%	114.0%

参考 業態別・使用の本拠の位置別の重大事故報告件数 (令和4年)

業態 使用の本拠の位置	バス			ハイ・タク			トラック			計		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
新潟	18	0	16	4	1	2	48	5	26	70	6	44
対前年比	-1	0	+11	+4	+1	+2	-3	-3	+1	0	-2	+14
長野	16	1	3	6	0	7	32	2	8	54	3	18
対前年比	+3	+1	-20	+3	0	+4	+3	+1	+1	+9	+2	-15
富山	3	1	2	1	0	1	32	6	21	36	7	24
対前年比	+1	+1	+2	0	0	0	+4	-4	+12	+5	-3	+14
石川	13	0	0	1	0	1	21	6	6	35	6	7
対前年比	+2	0	-11	+1	0	+1	0	+1	-1	+3	+1	-11
局計	50件	2人	21人	12件	1人	11人	133件	19人	61人	195件	22人	93人
対前年比	+5	+2	-18	+8	+1	+7	+4	-5	+13	+17	-2	+2
	111.1%	200.0%	53.8%	300.0%	100.0%	275.0%	103.1%	79.2%	127.1%	109.6%	91.7%	102.2%

2. 事業用自動車の重大事故発生状況（事業用自動車が第1当事者となった件数）

事業用自動車が第1当事者となった重大事故の発生件数は、バス11件（対前年比275.0%）、ハイ・タク7件（対前年比77.8%）、トラック49件（対前年比86.0%）、全体で67件（95.7%）と前年と比較して3件減少しています。

また、死者数は全体で7人（対前年比77.8%）と前年と比較して2人減少しています。

表2表 業態別・使用の本拠の位置別の事業用自動車が第1当事者となった重大事故件数

（令和5年）

使用の本拠の位置	業態	バス			ハイ・タク			トラック			計		
		件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
新潟		5	0	2	4	1	3	14	1	9	23	2	14
	対前年比	+3	0	0	+1	0	+1	-5	0	-10	-1	0	-9
長野		5	0	5	3	0	3	17	2	19	25	2	27
	対前年比	+3	0	+5	-1	0	0	+2	+2	+13	+4	+2	+18
富山		0	0	0	0	0	0	7	1	8	7	1	8
	対前年比	0	0	0	-1	0	-1	-8	-3	-2	-9	-3	-3
石川		1	0	6	0	0	0	11	2	9	12	2	15
	対前年比	+1	0	+6	-1	0	-1	+3	-1	+8	+3	-1	+13
局計		11件	0人	13人	7件	1人	6人	49件	6人	45人	67件	7人	64人
	対前年比	+7	0	+11	-2	0	-1	-8	-2	+9	-3	-2	+19
		275.0%	0.0%	650.0%	77.8%	100.0%	85.7%	86.0%	75.0%	125.0%	95.7%	77.8%	142.2%

参考 業態別・使用の本拠の位置別の事業用自動車が第1当事者となった重大事故件数

（令和4年）

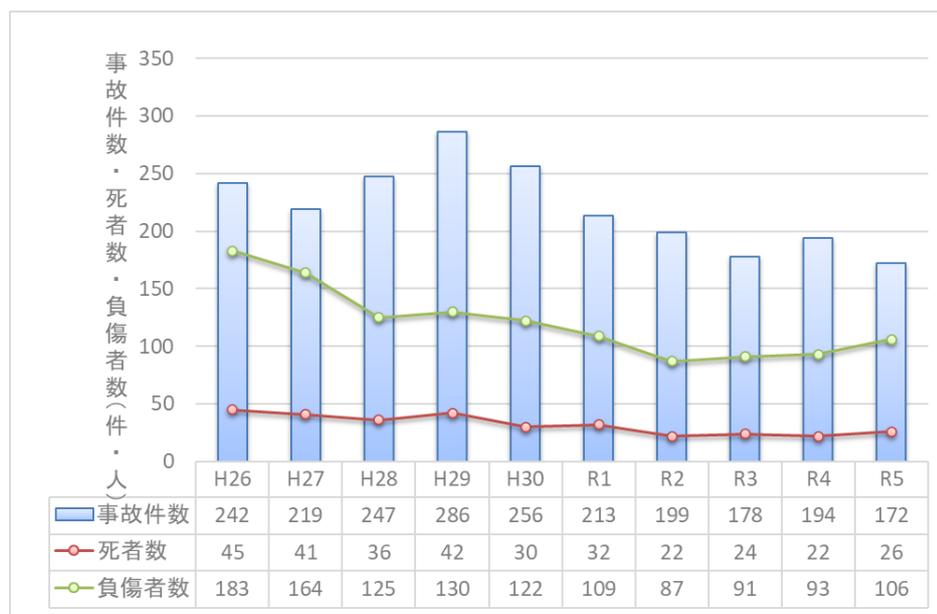
使用の本拠の位置	業態	バス			ハイ・タク			トラック			計		
		件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
新潟		1	0	1	2	0	2	18	1	19	21	1	22
	対前年比	-3	0	-3	+2	0	+2	-4	-3	+9	-5	-3	+8
長野		1	0	0	4	0	3	12	0	4	17	0	7
	対前年比	-1	0	-23	+1	0	0	+1	0	0	+1	0	-23
富山		0	0	0	1	0	1	14	4	9	15	4	10
	対前年比	0	0	0	0	0	0	-3	-1	+3	-3	-1	+3
石川		0	0	0	1	0	1	6	1	1	7	1	2
	対前年比	-3	0	-3	+1	0	+1	-1	-1	-1	-3	-1	-3
局計		2件	0人	1人	8件	0人	7人	50件	6人	33人	60件	6人	41人
	対前年比	-7	0	-29	+4	0	+3	-7	-5	+11	-10	-5	-15
		22.2%	0.0%	3.3%	200.0%	0.0%	175.0%	87.7%	54.5%	150.0%	85.7%	54.5%	73.2%

3. 事業用自動車の重大事故発生状況の推移

過去10年における事業用自動車の重大事故の発生件数の推移は図1のとおりです。

事故件数は、増加減少を繰り返していますが、令和5年は昨年度と比較して、22件減少しており、172件になっています。負傷者数は106人となり、昨年度から13人増加しております。また、死者数は26人で、昨年度から4人増加しています。

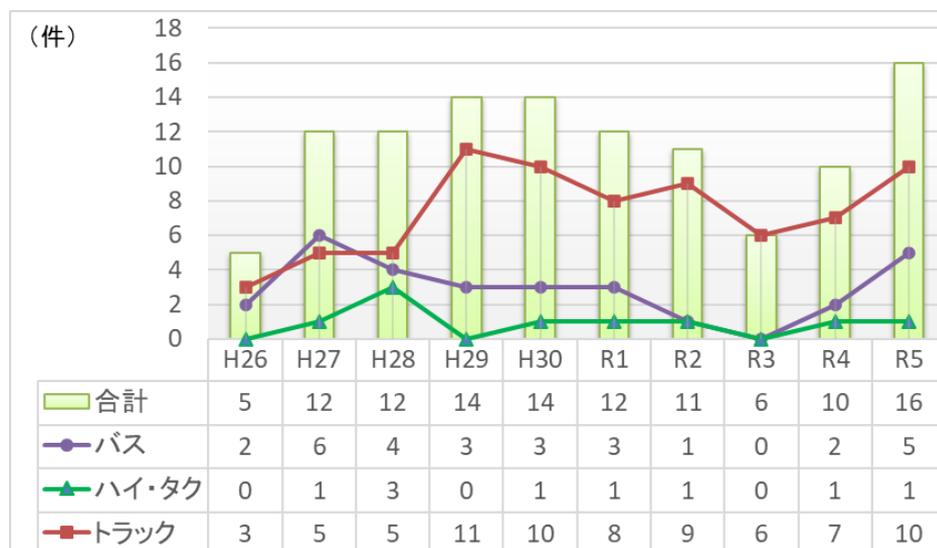
図1 管内事業用自動車の重大事故発生状況推移（過去10年）



4. 事業用自動車の健康起因事故発生状況の推移

過去10年における事業用自動車の健康起因事故（運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの）の推移は図2のとおりです。令和4年度から増加傾向にあり、令和5年度においても増加しております。管内では、近年健康起因の事故が多発傾向となっています。

図2 管内事業用自動車の健康起因事故発生状況推移（過去10年）

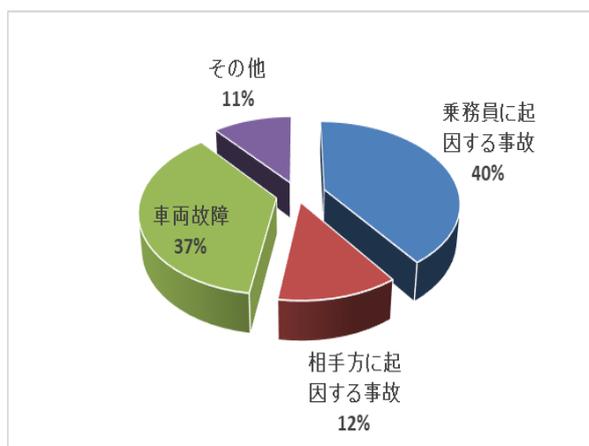


5. 重大事故原因の大別及び重大事故の主な原因

重大事故原因の大別（図3）では、1番多いのは乗務員に起因する事故（40%）、2番目は車両故障（37%）、3番目が相手方に起因する事故（12%）の順となっており、前年と比較すると、乗務員に起因する事故が増加傾向にあります。

重大事故の主な原因（図4）では、1番多いのは車両故障（33%）、2番目は衝突事故（29%）、3番目が死傷事故（10%）となっています。こちらについては前年度と比較して、事故の発生傾向に大きな変化はありません。

図3 重大事故原因の大別（令和5年）



参考 重大事故の大別（令和4年）

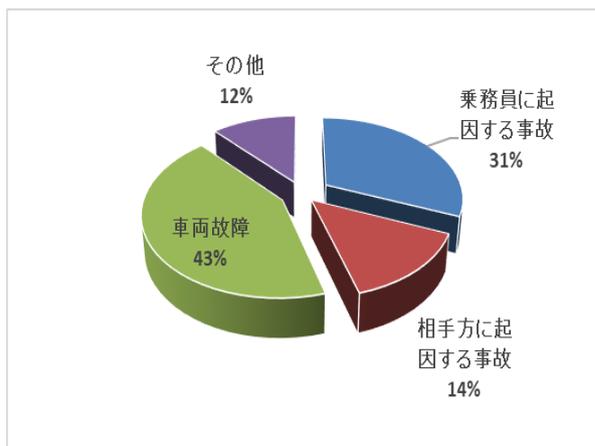
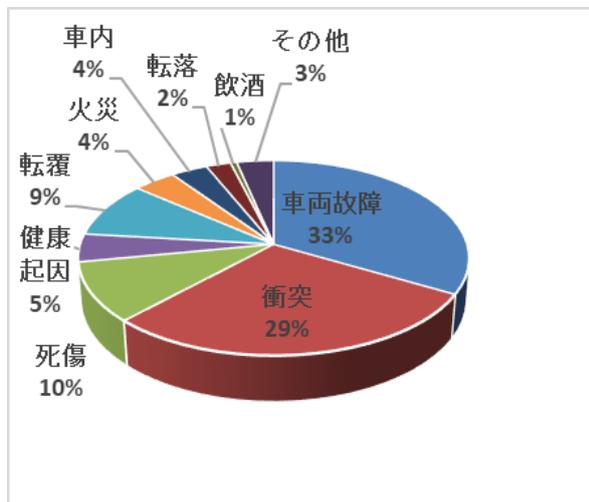
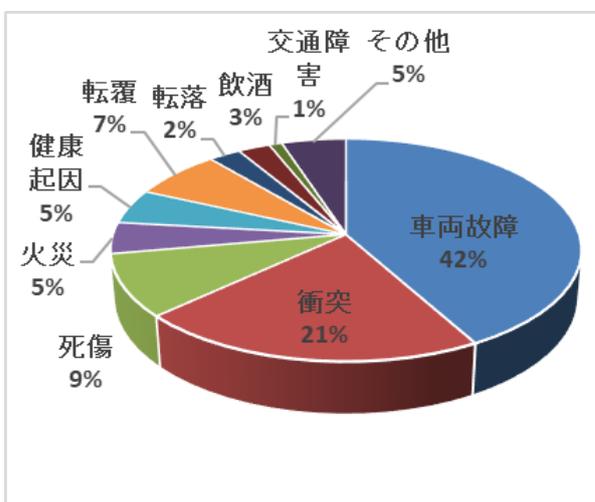


図4 重大事故の主な原因（令和5年）



参考 重大事故の主な原因（令和4年）



事業用自動車等の重大事故報告

自動車運送事業者等は、事業用自動車等に係る重大事故があった場合は、自動車事故報告規則（昭和26年、運輸省令第104号）に基づき自動車事故報告書を、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長（注）を経由して、国土交通大臣に提出しなければなりません。

（注）

- ・新潟、長岡、上越ナンバーについては、新潟運輸支局長
- ・長野、松本、諏訪ナンバーについては、長野運輸支局長
- ・富山ナンバーについては、富山運輸支局長
- ・石川、金沢ナンバーについては、石川運輸支局長

○自動車事故報告書の提出が必要な自動車運送事業者等

- ・旅客自動車運送事業者
- ・貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）
- ・特定二種貨物利用運送事業者
- ・自家用有償旅客運送者
- ・道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者

○自動車事故報告書の提出が必要な事業用自動車の重大事故

- ① 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両等と衝突し、若しくは接触したものの
- ② 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたものの
- ③ 死者又は重傷者を生じたものの
- ④ 10人以上の負傷者を生じたものの
- ⑤ 自動車に積載された危険物等が全部若しくは一部が飛散、又は漏洩したものの
- ⑥ 自動車に積載されたコンテナが落下したものの
- ⑦ 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の操作不適切により、旅客に傷害が生じたものの
- ⑧ 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転を伴うもの
- ⑨ 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったものの
- ⑩ 救護義務違反があったものの
- ⑪ 自動車の装置の故障により自動車の運行ができなくなったものの
- ⑫ 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるもの）
- ⑬ 橋脚、架線その他鉄道施設を損傷し、3時間以上鉄道車両の運転を休止させたもの
- ⑭ 高速自動車国道又は自動車専用道路を、3時間以上通行止めにさせたもの
- ⑮ 国土交通大臣が特に必要と認めたもの

○提出期限

重大事故があった日から30日以内に提出